

表 最低賃金一覧（2025年1月1日以降）

（単位：バーツ）

| 番号 | 最低賃金 | 県数    | 県                                                                                                                                                         |
|----|------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 400  | 4県、1郡 | プーケット県、チャチェンサオ県、チョンブリー県、ラヨーン県、スラートターニー県サムイ島郡                                                                                                              |
| 2  | 380  | 2郡    | チェンマイ県ムアンチェンマイ郡、ソンクラーク県ハートヤイ郡                                                                                                                             |
| 3  | 372  | 1都5県  | バンコク都、ナコーンパトム県、ノンタブリー県、パトゥムターニー県、サムットプラーカーン 県、サムットサーコーン県                                                                                                  |
| 4  | 359  | 1県    | ナコーンラーチャシーマー県                                                                                                                                             |
| 5  | 358  | 1県    | サムットソンクラーム県                                                                                                                                               |
| 6  | 357  | 5県    | コーンケン県、チェンマイ県（ムアンチェンマイ郡以外）、プラチンブリー県、アユタヤ県、サラブリー県                                                                                                          |
| 7  | 356  | 1県    | ロッブリー県                                                                                                                                                    |
| 8  | 355  | 3県    | ナコーンナヨック県、スパンブリー県、ノーンカーイ県                                                                                                                                 |
| 9  | 354  | 2県    | クラビー県、トラート県                                                                                                                                               |
| 10 | 352  | 15県   | カーンチャナブリー県、チャンタブリー県、チェンライ県、ターク県、ナコーンパノム県、ブリーラム県、プラチュワップキーリーカン県、パンガー県、ピッサヌローク県、ムックダーハーン県、サコンナコー ン県、ソンクラーク県（ハートヤイ郡以外）、サケーオ県、スラートターニー県（サムイ島郡以外）、ウボンラーチャターニー県 |
| 11 | 351  | 3県    | チュムポン県、ペッチャブリー 県、スリン県                                                                                                                                     |
| 12 | 350  | 3県    | ナコーンサワン県、ヤソートーン県、ラムプーン県                                                                                                                                   |
| 13 | 349  | 5県    | カーラシン県、ナコーンシータンマラート県、ブンカーン県、ペッチャブーン県、ローイエット県                                                                                                              |
| 14 | 348  | 5県    | チャイナート県、チャイヤプーム県、パッターン県、シンブリー県、アーントーン県                                                                                                                    |
| 15 | 347  | 16県   | カムペーンペット県、ピチット県、マハーサーラカーム県、メーホンソーン県、ラノーン県、ラーチャブリー県、ラムパーン県、ルーイ県、シーサケート県、サトゥーン県、スコタイ県、ノーンブワラムプー県、アムナートチャルーン県、ウドーンターニー県、ウッタラディット県、ウタイターニー県                   |
| 16 | 345  | 4県    | トラン県、ナーン県、パヤオ県、プレー県                                                                                                                                       |
| 17 | 337  | 3県    | ナラーティワート県、パッタニー県、ヤラー県                                                                                                                                     |

（注）以下10都県の特定区域において50人以上の従業員を雇用する4つ星以上のホテルでは、2024年4月13日から最低賃金が日額400バーツとなっている。

バンコク都：パトゥムワン区、ワッタナー区

クラビー県：アオナン行政機構区域

チョンブリー県：パッタヤー市

チェンマイ県：チェンマイ市

プラチュワップキーリーカン県：ホアヒン市

パンガー県：クックカック地区

プーケット県：全域

ラヨーン県：バンペー地区

ソンクラーク県：ハートヤイ市

スラートターニー県：サムイ島

（出所）国家賃金委員会資料を基にジェトロ作成